

医療情報取得加算に関する掲示

当院では、令和6年12月1日から厚生労働省により定められた診療報酬制度に従い、マイナ保険証の利用の有無にかかわらず、
下記「医療情報取得加算」を算定いたします。

初診時（月に1回限り）

医療情報取得加算 1点

再診時（3月に1回に限り算定）

医療情報取得加算 1点

マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

※公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

令和6年12月

稚内禎心会病院 院長